

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	第3委員会室
		担当職員	山末
日 時	平成30年11月7日(水曜日)	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 2 時 42 分
出席委員	◎平本 ○富谷 酒井 小川 齊藤 菱田 馬場 (欠席:小島)		
理事者 出席者	【環境市民部】塩尻部長 [環境クリーン推進課] 大西課長 【健康福祉部】栗林部長 [高齢福祉課] 高橋課長、山口高齢者係長		
事務局	片岡事務局長、鈴木議事調査係長、山末主事		
傍聴者	市民 2名	報道関係者 1名	議員0名

## 会 議 の 概 要

### 1 開 議

### 2 行政報告

[理事者入室] 環境市民部

#### (1) 南丹市・京丹波町の可燃ごみ処理のその後の経過について

<環境市民部長>

(あいさつ)

<環境クリーン推進課長>

(説明)

～ 1 3 : 3 5

[質疑]

<齊藤委員>

この件については、地元の合意がなくても行政間のやりとりだけでできるのか。

<環境市民部長>

桜塚工場の建設時に小泉区と協定を結んでおり、そのボリュームを超えることのないように話を進めている。同意書をいただくということではなく、協定の範囲内という話をしていきたいと思っている。だからといって関係ないということではなく、理解をいただく中で進めていきたいと考えている。小泉区とも話をしており、自治会にも了解していただけるように話を進めていきたい。

<齊藤委員>

説明は丁寧に行うが、理解が得られなくても進めるということか。

<環境市民部長>

協定の範囲内であるということで進めていきたい。

<小川委員>

収集するたびに車が来るのではなく、一旦まとめてから10トン車で持ち込むということか。

<環境クリーン推進課長>

個別に来ると台数が増えてコストも増えるため、一旦集めた中で、支障が出ない形で大きなトラックに積み替えて持ち込むと聞いている。こちらとしても、何度も通るよりもよいと考えている。しかし、臭いなども気になるので、十分注意していただくようお願いしている。

<小川委員>

臭いや交通については重点的に協議願いたい。また、見積もりはどのように行っているのか。

<環境クリーン推進課長>

車の通るルートは関係する町に改めて説明したいと思う。コストについては、収集コストを差し引き、薬品、人員増を含めた中で市の財政に負担をかけないように計算している。

<馬場委員>

車の通る時間帯も非常に重要だが、それについてはどうか。

<環境クリーン推進課長>

現時点では協議していないが、互いに支障のない時間にしたい。

<馬場委員>

小泉区との協定はどれぐらいの量なのか。

<環境クリーン推進課長>

小泉区との協定は詳しく記憶していないが、現在、桜塚工場で約2万トン进行处理している。排ガス規制のことがあり、2万4千トンまでは処理できたと思う。しかし、残りの4千トンを全て受けることにより、災害等の不測の事態に対応できないといけないため、4千トンの半分の2千トンで計算している。小泉区との協定はそれ以上の量になる。

<馬場委員>

南丹市でも災害ごみが出ていると思うが、それについてはどうか。

<環境クリーン推進課長>

南丹市でごみが増えても必ず2千トンでお願いしている。それ以外は他で処理していただくようになっている。現在、亀岡市でも1トン程度の災害ごみが出ているので、予算をお願いする中で、市外の一般廃棄物の処理ができる施設に搬出して処理していただくよう計画を進めている。

～13:44

## (2) し尿の処理について

<環境市民部長>

(説明)

～13:47

[質疑]

<齊藤委員>

今後、し尿処理は減っていくのか。

<環境市民部長>

公共下水道への接続や浄化槽の普及により、し尿はかなり減っている。限りなくゼロに近づいていくと考えている。

<齊藤委員>

広域連携によって経費のかからない方向で検討していくべきだと考えている。

[理事者退室]

～13:49

[理事者入室] 健康福祉部

### (1)「亀岡市老人福祉センター」について

<健康福祉部長>

(説明)

～13:52

[質疑]

<酒井委員>

無償貸付は議案にならないということだが、根拠は。

<健康福祉部長>

敷地の無償貸付は地方自治法第96条第1項第6号において、「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。」については議決をしなければならないと定められている。本市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第5条第1項第1号において、「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。」は無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができる旨を規定している。このことから、敷地の無償貸付については議決事項ではないと考えている。

<酒井委員>

昨年9月のスタジアム用地の無償貸付の際は、行政財産であるため議案であったが、今回は普通財産にしてから貸し付けるため、この条例で対応できるということか。

<健康福祉部長>

そうである。

<酒井委員>

公共的団体の定義がよくわからない。どのような定義で貸し付けを受ける団体を公共的団体と考えているのか。

<健康福祉部長>

行政実例において、公共的団体については農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべてが含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよいとされている。(一社)亀岡地区自治振興協議会の定款等を見て公共的団体と判断している。

<酒井委員>

亀岡市が議決を経ずに公共的団体に無償で貸し付けている公有財産はどれぐらいあるのか。

<健康福祉部長>

承知していない。

<酒井委員>

老人福祉センターの件だけではないが、議会の議決を経ずに条例だけで無償貸付ができていくという状況であり、この条例の検討が必要なのではないかと思う。定款を見て公共的団体と判断して無償で貸し付けるということか。

<健康福祉部長>

定款には、亀岡地区地域住民の福祉の増進に寄与し、地域住民の総意を代表し、自治振興事業として必要な事業の適否を選択することを目的とし、その目的に資する事業を行うということが書かれているので、公共的団体と判断したところである。

<酒井委員>

無償貸付の期間等、どのような契約書を交わすのかということを確認する場はあるのか。

<健康福祉部長>

無償譲渡についても仮契約を結ばなければならないと考えている。仮契約書を結ぶ中で、用途の指定や譲渡の禁止、権利の設定の禁止を条件としていく必要があると考えている。また、無償貸付についても契約内容を報告するつもりである。10年以内を目安に期間を設定したい。また、更新する必要があるれば更新できるという内容にしたい。

<馬場委員>

(一社) 亀岡地区自治振興協議会の定款を配付いただくことは可能か。

<健康福祉部長>

議案に添付が必要ということであれば提出させていただきたい。

<馬場委員>

私は亀岡地区に住んでいるが、この団体のことを知らない。火葬場のときにもこの団体が出てきた。亀岡地区の住民から見ると不可解である。構成メンバーは。

<健康福祉部長>

亀岡地区自治振興協議会は、地域住民の社会福祉に寄与するため、地域住民の総意を代表し、自治振興事業として必要な事業の適否を協議することを目的としていると聞いている。亀岡財産区管理委員会の委員7人以内、亀岡地区自治会役員3人以内、学識経験者4人以内で構成される。役員は田村彌治郎氏である。理事は櫻井邦男氏、井上貞夫氏、辻村均氏。幹事は齊藤亀雄氏となっている。社員については、亀岡地区自治振興協議会の委員を社員とすると定められている。設立時の社員は、田村彌治郎氏、櫻井邦男氏、田中義雄氏、井上貞夫氏、齊藤亀雄氏、辻村均氏、山本重次氏、笠井俊夫氏、山口俊一氏である。

<馬場委員>

東部自治会や中部自治会からは誰も入っていないのではないか。

<健康福祉部長>

東部自治会及び中部自治会はこの件に入っていない。

<馬場委員>

定款違反になっているのではないか。

<健康福祉部長>

定款がどうかということまでは判断していない。

<馬場委員>

無償貸付について、普通財産の貸付規定に準じているのか。

<健康福祉部長>

そうである。

<馬場委員>

会計検査院の検査に耐えられるのか。

<健康福祉部長>

厚生労働省の指針に基づく対応を行っているので問題ないと思う。

<馬場委員>

今後、当委員会に情報をできるだけ開示いただくよう要望する。

<酒井委員>

定款には「総意を代表し」とあるが、そうになっていない。東部自治会と中部自治会から入っていないことを知っているにもかかわらず、定款で判断して無償で貸し付けるのはおかしくないか。市民にどのように説明するのか。

<健康福祉部長>

東部自治会長及び中部自治会長の名前が入っていないことは把握しているが、亀岡財産区やその他の団体は亀岡地区全体で対応いただいているため、そういう意味では含んでいると考える。

<酒井委員>

総意とは、全ての人の意思を代表してということだと思う。定款に書いてあるからということで確認をせずに進めていくと、土地や建物が誰のために使われるのかわからない状態だと思う。もう少し詳しく説明願いたい。

<健康福祉部長>

東部自治会長や中部自治会長とも面談を行っている。この件について、特に異議はないと聞いている。亀岡地区自治振興協議会の会議には私も出ていないが、東部自治会や中部自治会の会長は出席されていたと聞いているので、それで内部の同意は得ているものと考えている。

<酒井委員>

自治会に入っている人や自治会長だけを相手にしているのであれば、総意とは到底言えないと思う。市民に説明がつかないようであれば困る。現時点の説明だけでは賛同しかねる。

<健康福祉部長>

できる限りの努力をしてきた結果であり、今後も努力する。亀岡市内には23の自治会があるが、何らかの理由で土地を購入した自治会を除き、12自治会は以前の村役場や支所を自治会用地として使用している。無償貸付を受けて自治会運営をされているということなので、これによって不公平にはならないというのが私の判断である。

<齊藤委員>

10年をめどに貸し付けるということだが、建物が老朽化した場合は市が建て替えを行うのか。

<健康福祉部長>

現在の施設を現状のままで譲渡する。譲渡の後にはどのようなことになっても相手方に対応いただくのが筋だと思う。

<齊藤委員>

それは契約書にも明記するのか。

<健康福祉部長>

契約の内容ということではなく、それを原則に引き渡すものである。

<馬場委員>

耐震診断はしているのか。

<健康福祉部長>

していない。

[理事者退室]

～14:09

### 3 子どもの権利条例（仮称）について

<事務局主事>

前文及び条文を一部修正している。内容をご確認いただきたい。

<馬場委員>

前文がですます調からである調になっているのはなぜか。

<事務局主事>

本市の条例はである調が基本である。しかし、前文をですます調にしている条例もある。

<小川委員>

第1条で「(平成6年条約第2号)」を削除しているのはなぜか。

<事務局主事>

条約の表記はそうになるとのことである。

<酒井委員>

修正箇所ではないが、第5条第1項の「子どもに関する施設」を主語にすると不都合があるのでないかと感じた。第5条第6項では主語を「子どもに関する施設の設置者、管理者及び職員」としているの、再度確認が必要だと思う。

<事務局主事>

再度確認する。

<平本委員長>

条例案については以上とする。次に逐条解説について、事務局から説明願いたい。

<事務局主事>

別紙2のとおり逐条解説案を作成した。内容について確認願いたい。

<平本委員長>

ボリュームが多いため、本日は持ち帰って内容を確認いただき、次回の委員会までに事務局まで意見をいただきたい。それを踏まえ、次回の委員会で検討できればと考えている。

～14:39

### 4 その他

<平本委員長>

前回の委員会で、小川委員からプラスチックごみについて取り組みたいという意見があったが、それについて追加で提案があるようなので説明いただく。

<小川委員>

ニュースでも報道されている中で、現状はどうなのか。保津川から流れていくごみの問題もあるので、そういったことに取り組まれている原田禎夫准教授を参考人と

して招致して話を聞きたいと思う。

<平本委員長>

原田准教授を参考人として招致し、現状について説明を求めることとしてよいか。

<了>

<平本委員長>

日程を調整し、意見を聞く場を設定したい。次回の委員会の日程を調整する。

(日程調整)

<平本委員長>

次回の委員会は11月28日(水)午後1時30分からとする。

散会 ～14:42